公益信託岡崎南ロータリークラブ青少年体育振興基金第三十期決算公告

一、事業概要
　岡崎市教育委員会等が主催する中小学校体育大会等に対する助成
助成金　総額　七五〇万円
二、財産目録　平成二十六年八月二十二日現在
資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円
　尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十六年八月二十二日に終了した。
　平成二十六年九月十六日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託岡崎南ロータリークラブ青少年体育振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

配当公告

　栃木県宇都宮市羽牛田町四〇番地一
　破産者　有限会社キヌシ精機製作所
　右の者に対する宇都宮地方裁判所平成二十五年(フ)第八一二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金七九、六〇〇、九一〇円
一、配当することのできる金額
　金一六、二〇〇、三七六円
　平成二十六年九月十六日
　栃木県宇都宮市小幡二丁目二番一一号有貴ビル二階　蓬田勝美法律事務所
　破産管財人　大川　容子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県いわき市大久町大久字猿田四六番地二、最後の住所福島県いわき市大久町大久字猿田四六番地の二
　被相続人　亡　根本　利勝
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　福島県いわき市平字大工町六番地の一二
　相続財産管理人　弁護士　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県郡山市並木二丁目一七番地一五、最後の住所福島県郡山市並木二丁目一七番地の一五
　被相続人　亡　橋本　春男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　福島県郡山市麓山一丁目二番九号
　相続財産管理人　弁護士　町田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県前橋市鼻毛石町二二五七番地四七、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　石島　徹
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　群馬県前橋市石倉町二丁目五番四号
　相続財産管理人　弁護士　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県邑楽郡邑楽町大字石打九二番地、最後の住所群馬県邑楽郡邑楽町大字中野八八六番地
　被相続人　亡　金子　輝男
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　群馬県館林市本町二―二―一四　アドホック館林二F
　相続財産管理人　弁護士　上野　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍横浜市鶴見区鶴見中央三丁目二番地八、最後の住所千葉市若葉区貝塚町一九二番地
　被相続人　亡　見留　潔美
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階
　相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍富山県高岡市中川本町五五四番地二、最後の住所富山県高岡市中川本町九番一〇号
　被相続人　亡　石黒　英雄
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　富山県高岡市中川本町一番一二号
　相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍長野県上伊那郡飯島町飯島二八八〇番地二七三、最後の住所長野県上伊那郡飯島町飯島二八八〇番地三六六
　被相続人　亡　佐藤　正紀
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　長野県伊那市西町五〇四七―三
　相続財産管理人　弁護士　唐澤　拓夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍京都市中京区西ノ京御輿岡町三番地、最後の住所滋賀県大津市南小松三五二番地
　被相続人　亡　谷口　誠
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年九月十六日
　事務所滋賀県大津市末広町七番一号大津パークビル七階
　相続財産管理人　弁護士　白木　優

不動産の売却に関する公告

　当協会が所有する不動産の売却について、下記の要領で一般競争入札に付します。

平成26年９月16日　岐阜県岐阜市京町２丁目３番
日本放送協会　岐阜放送局長　山内　雄敦

記

１．物件概要（「寿寮」登記記録より記載）
土地　所在地番：岐阜市寿町七丁目22番
　公簿面積：163.47㎡（地目：宅地）
建物　家屋番号：22番
　種類：共同住宅（昭和55年４月新築）
　構造：鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
　床面積：１階60.32㎡、２階60.32㎡

２．受付期間
　入札申込受付期間
　平成26年９月16日から平成26年９月29日午後５：00まで

３．応募資格
　入札応募要領及び、各種法令を遵守し、当該不動産を有効に活用できる方

４．売却決定
⑴　資格審査
　本物件の活用方法等審査のうえ選定を行います。
⑵　落札者
　資格審査にて選定された応募者で競争入札を行い、当協会の予定価格以上で最高の価格で入札した方を落札者とします。

５．その他
　手続きの詳細については、応募要領書により確認してください。

６．応募要領書等詳細の問合せ先及び申込先
　みずほ信不動産販売株式会社　名古屋支店　担当：椋梨
　住所：愛知県名古屋市中区栄３－３－21
　電話：052―249―4011